

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw) もぜひご活用ください。

## 今月のトピックス

- 01 警察が海賊版ベイブレード 6 万 4000 個を摘発、市価 1000 万新台湾ドル相当の著作権を侵害
- 02 女性による特許出願の早期審査パイロットプログラム、2026 年 7 月 1 日から 1 年間継続実施
- 03 「阿霞飯店」商標権訴訟がついに決着、双方が和解を発表

## 台湾知的財産権関連の判決例

- 01 商標権  
商標の誤認混同のおそれに関する判断基準

Attorneys-at-Law

## 今月のトピックス

### J260703X3

#### 01 警察が海賊版ベイブレード 6 万 4000 個を摘発、市価 1000 万新台湾ドル相当の著作権を侵害

内政部警政署の保安警察第三総隊（以下「保三総隊」）第一大隊は 2026 年 6 月 30 日にビッグデータ分析を通じて、違法業者が海運のコンテナに大量の「海賊版ベイブレード」を忍び込ませて国内に運び込もうとしていたのを摘発した。調べた結果、現時点における概算によると侵害額は市価 1000 万新台湾ドルを超えており、本件は著作権法及び税関密輸防止条例（原文：海關緝私條例）に違反した嫌疑で、処分のために関係機関に移送された。

保三総隊が調べたところ、違法業者は人気が高い「ベイブレード」に目をつけ、「玩具」という名目で模倣品を真正品に紛れ込ませ、低価格で密輸した大量の海賊版ベイブレードを高値で販売して、暴利をむさぼっていたことが分かった。ハイリスクのコンテナに対する分析とふるい分けを長期にわたって行った結果、陳という業者が中国から輸入した疑わしいコンテナ貨物に目をつけ、すぐに新北市五股区において現地検査を行った。コンテナを開けて貨物を調べたところ、「麗嬰國際股份有限公司（Funbox Toys）」が代理販売を行うベイブレードを装った大量の海賊版ベイブレードが見つかった。その中には人気のモデルも数多く含まれ、数えてみたところ、合計 128 箱、約 6 万 4000 個という驚くべき数量であった。検査と関税を逃れるため、違法業者は「魚目混珠」（訳注：偽物を本物に混ぜるという意味）の手法を用いて、128 箱の商品のうち 13 箱のみを申告書に記載し、残りの 115 箱（約 5 万 7500 個）は全く申告せず、台湾への密輸を企てた。現在の市価に基づいて概算すると、これらの権利侵害物品の市価総額は 1000 万台湾ドル以上に達するものと推定される。

保三総隊によると、著作権者に鑑定を行うよう通知した結果、この貨物はすべて許諾を受けていない模倣品であることが確認され、著作権者が関連の法的責任を追及することを表明したため、本件は著作権法及び税関密輸防止条例に違反した嫌疑で、処分のために関係機関に移送された。その他にも密輸グループがないか、引き続き調査が行われる。（2026 年 7 月）

### J260626Y1

#### 02 女性による特許出願の早期審査パイロットプログラム、2026 年 7 月 1 日から 1 年間継続実施

經濟部知的財産局は 2026 年 6 月 26 日付公告にて、次のように発表した。同局は、2025 年 7 月 1 日から実施している「女性による特許出願の早期審査パイロットプログラム」は 2026 年 6 月 30 日に期間満了となるが、試験運用を開始して以来、女性出願人による本プログラム申請から一次審査結果の通知までの平均期間がわずか 44.2 日間という良好な成果が得られたことから、女性によるイノベーションと発明を奨励し、特許取得の早期化を促すため、現在の審査能力を評価した上で、本プログラムを 2027 年 6 月 30 日まで実施するよう変更した。

本プログラムの適用要件は、出願人が自然人のみに限られ、さらに当該出願人又は出願人の一人が女性であり、並びにその女性は発明者又は発明者の一人であることとなっている。知的財産局から間もなく実体審査に着手するという通知を受けてから、一次審査結果の通知が発せられるまでの間に、電子出願システムを通じて（同プログラムの）申請を行わなければならない、要件に適合した場合、知的財産局は 6 ヶ月以内に初回の拒絶理由通知又は特許査定を出すこととなっている。

今回のプログラム内容の変更では、試行期間が調整されただけで、その他の内容に変更はない。今回変更された「女性による特許出願の早期審査パイロットプログラム」と変更されていない「女性による特許出願の早期審査パイロットプログラム Q&A」については、知的財産局サイトに掲載されている。（2026 年 6 月）

## J260706Y2

### 03 「阿霞飯店」商標権訴訟がついに決着、双方が和解を発表

台南にある台湾料理の老舗「阿霞飯店」は 5 年間にわたり商標権訴訟で争いを繰り広げてきたが、双方は「分業経営に関する協議」を共同で発表し、和解に至ったと宣言した。

「阿霞飯店」の創業者である呉錦霞は 2009 年に引退した際、次々と経営権を譲渡し、実店舗の経営権とそれに関連する商標権を次弟の息子である呉榮燦に譲り、現在の実店舗は三代目である呉健豪（呉榮燦の息子）が経営している。一方、ネット販売、冷凍宅配の経営権とそれに関連する商標権については五弟の娘である呉青蓉に譲渡している。

実店舗の責任者である呉健豪はコロナ対策のため約定に違反して、ネットサイトにて「阿霞」、「阿霞飯店」等の名称で宅配商品の宣伝やネット販売を行い、メディアからの取材を受けたりして商標権を侵害したとして、ネット販売権を有する呉青蓉から権利侵害で告訴され、その後双方は 5 年間にわたり法廷での争いを繰り広げてきた。

法廷での商標権争いが拡大し続けることを避けるため、双方は最終的に和解することを選択し、分業経営に関する協議について共同で発表した。呉健豪が責任者である実店舗では「尋真阿霞飯店」という文言を使用することができ、ネット上で約定の範囲内で関連の情報を提供できる。一方、呉青蓉側は引き続き「阿霞飯店網路購物館」を独占的なネット販売の公式サイトとして経営していく。（2026 年 7 月）

## 台湾知的財産権関連の判決例

### 01 商標権

#### ■ 判決分類：商標権

#### I 商標の誤認混同のおそれに関する判断基準

#### ■ ハイライト

役務の類似とは、役務の性質、内容又は目的が、消費者の需要を満たす上で、及び役務提供者、販路又は販売の場所、消費者群又は他の要素において、共通する又は関連する点を備えており、同一又は類似の商標が表示された場合、一般的社会通念及び市場取引状況に基づいて、役務を受ける者にその商品が同一の又は同一ではないが関連のある出所に由来するものであると誤認させやすいことを指し、この二つの役務には類似の関係が存在するものとなる。

## II 判決内容の要約

最高行政裁判所判決

【裁判番号】 113 年度上字第 142 号

【裁判期日】 2025 年 7 月 10 日

【裁判事由】 商標登録

上訴人 徳商カール蔡司醫技股份有限公司  
(ドイツ企業 CARL ZEISS MEDITEC AG)

被上訴人 經濟部知的財産局

上記当事者間の商標登録事件について、上訴人は 2023 年 11 月 30 日知的財産及び商事裁判所 112 年度行商訴字第 28 号行政判決に対して上訴を提起した。本裁判所は次の通り判決する：

主文

- 一、上訴を棄却する。
- 二、上訴審の訴訟費用は上訴人の負担とする。

### 一 事実要約

上訴人であるドイツ企業のカール蔡司公司は、2020 年 7 月 13 日に「SMILE」商標を以って、第 9、10、42、44 類の商品及び役務での使用を指定して出願し、後に 3 件の商標登録出願に分割した。分割後の本件出願第 110880106 号商標（以下「係争出願商標」、添付図 1 の通り）について、知的財産局（以下「被上訴人」）が審査を行った結果、本件商標には商標法第 30 条第 1 項第 10 号規定の状況に該当すると認め、登録第 01108399 号「SMILE 及び図」商標（以下「引用商標」、添付図 2 の通り）を添付して拒絶査定処分を下した。上訴人はこれを不服として訴願を提起したが、經濟部に棄却された。上訴人はこれを不服として次に行政訴訟を提起し、知的財産及び商事裁判所（以下「原審」）の行政判決にて請求を棄却され、本件上訴を提起した。

### 二 判決理由の要約

（一）「商標が次に掲げる状況の一に該当するときは、登録を受けることができない：……十、同一又は類似の商品又は役務における他人の登録商標又は先に登録された商標と同一又は類似のもので、関連する消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるもの。……」と商標法第 30 条第 1 項第 10 号に規定されている。両商標における誤認混同のおそれの有無を判断するには、（1）商標識別性の強弱、（2）商標の類否とその類似度、（3）商品/役務の類否とその類似

度、(4) 先権利者の多角化経営の状況、(5) 実際の誤認混同の事情、(6) 関連の消費者の各商標に対する熟知度、(7) 係争商標の出願人の善意の有無、(8) その他の誤認混同の要素等を参酌して、関連の消費者に誤認混同を生じさせるおそれに至っているかを総合的に認定しなければならない。

(二) 商標の類否とその類似度の判断は、商標の図案全体を観察しなければならない。ただし、全体観察の原則においても、なおいわずの要部がある。商標は図形全体で提示されるが、商品又は役務に係る消費者が比較的注目する、又は事後に印象に残るものがその出所を識別する場合、商標の図形において最も顕著な要部である。要部観察と全体観察は互いに対立するものではなく、要部は最終的にはなお商標が商品又は役務に係る消費者に与える全体の印象に影響をもたらす、両者は商標の類否判断に対して互いに補い合うものである。調べたところ、係争出願商標はデザインが施されていないシンプルで黒く大きな外国語「SMILE」で構成されている。一方、引用商標は黒く丸い図形の背景の中に、ややデザインが施された白い字体の外国語「Smile」が上に、一本の弧を描くラインが下に配置されて構成されている。消費者が見た時に与える印象が深く、呼称を以って識別する要部はいずれも外国語の「SMILE」、「Smile」であり、全体の外観、呼称及び観念が極めて類似しており、通常の知識経験を有する消費者が、時間と場所を異にして隔離的かつ全体的に観察する時、又は実際の取引で呼称する時に区別するのが容易でなく、原審がこれに基づき係争出願商標と引用商標が近似を構成する商標であり、類似度が高いと認定したことには、前述の説明に基づいて、誤りはない。

(三) 役務の類似とは、役務の性質、内容又は目的が、消費者の需要を満たす上で、及び役務提供者、販路又は販売の場所、消費者群又は他の要素において、共通する又は関連する点を備えており、同一又は類似の商標が表示された場合、一般的社会通念及び市場取引状況に基づいて、役務を受ける者にその商品が同一の又は同一ではないが関連のある出所に由来するものであると誤認させやすいことを指し、この二つの役務には類似の関係が存在するものとなる。また、テクノロジーの発展及び経済形態の変化に伴い、絶えず革新が行われ、社会及び産業の分業がより細分化される傾向にあり、審査の上で、市場取引状況及び各産業別の性質により、個別案件について二つの役務の間の類似度を判定しなければならない。被上訴人が作成した「商品・役務の区分及び相互検索参考資料」は検索の参考のために用いるものであり、役務の類否の判定において、役務区分の制限は受けるものの、参考資料とできないものではなく、一般的社会通念及び市場での取引状況を参酌して、商品又は役務の各種関連要素を総合的に判断するべきである。また「役務の類否」の判定は、二商標の(出願)登録で指定された役務で上記原則に基づき対比するものであり、実際に使用している役務を根拠とするものではない。

(四) 調べたところ、係争出願商標は「医療サービス、即ち眼科医療サービス及び眼科手術サービス」での使用を指定し、引用商標は「歯科医療及び薬剤調合、医療及び医療コンサルティングのサービス」での使用を指定している。原審は両者のいずれも「商品及び役務区分及び相互検索に関する参考資料」に記載されている 4403「医療；民間療法マッサージ」のグループに属し、かつ人

体の病気や痛みを治療するための専門知識と技術に関わる医療分野の役務であり、引用商標の指定役務の範囲には歯科以外に上位概念である「医療及び医療コンサルティングのサービス」等の一般的な医療サービスも含まれており、「眼科」又は「歯科」に関わらずいずれの医療サービスも人体の病気や痛みを治療するための専門知識と技術に関わる医療分野の役務に属し、市場においては総合クリニック、総合病院など同時に両方の医療サービスを提供する経営形態は少なからずあり、係争出願商標と引用商標のいずれも国民が日常生活に必要で、容易にアクセス又は取得できる医療関連サービスであり、消費者群は専門家に限らず、一般消費者も受けることが可能な役務であり、関連の消費者が高い注意力をもって両商標の違いを区別する必要はなく、両商標が役務の性質、内容、販路又は販売の場所、対象、役務提供者、又は他の要素において、共通する又は関連する点を備えており、同一又は類似の商標が表示された場合、一般的社会通念及び市場取引状況に基づいて、一般的な役務消費者にその商品が同一の又は同一ではないが関連のある出所に由来するものであると誤認させやすく、この二つの役務には高度な類似の関係が存在するものとなる。前述の説明に基づいて、法に合わないところはない。係争出願商標が眼科医療サービスに用いられ、引用商標が実際に歯科医療サービスにしか使用されておらず、両者が異なる医療の専門科目に属するため、類似度は極めて低いとする上诉人の主張について、原審は、採用するに十分ではないとして、その論駁は極めて明確であり、判決が理由を欠いているという事情はない。

(五) 以上をまとめると、原判決が上诉人による原審での訴えを棄却したことに誤りはない。上訴の趣旨は、以前からの主張に徒にこだわり、原判決に法令違背があると指摘して破棄を請求することは理由がないため、これを棄却する。

以上の次第で、本件上訴に理由はない。改正前の知的財産事件審理法第1条及び行政訴訟法第255条第1項、第98条第1項前段により、主文の通り判決する。

2025年7月10日

最高行政裁判所第二法廷

裁判長 陳國成

裁判官 張國勳

裁判官 簡慧娟

裁判官 高愈杰

裁判官 蔡如琪

添付図 1：係争出願商標

|                                                                                   |                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
|  | 出願第 110880106 号（拒絶査定第 0425728 号）<br>第 44 類：医療サービス、即ち眼科医療サービス及び眼科手術サービス。 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|

添付図 2：引用商標

|                                                                                   |                                                          |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
|  | 登録第 01108399 号<br>第 44 類：歯科医療及び薬剤調合、医療及び医療コンサルティングのサービス。 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|

台灣國際專利法律事務所  
TIPLO Attorneys-at-Law/  
Taiwan International Patent & Law Office

台灣 10409 台北市南京東路二段 125 号  
偉成大樓 7 階  
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711  
E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)  
Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所:  
東京都新宿区新宿 2-13-11  
ライオンズマンション新宿御苑前 第二 506 号

